

平成20年4月1日から

水道料金・新設負担金を改定します

本市の水道料金は、旧町それぞれの水道料金を適用していましたが、水道利用者間の負担の公平性を高め事業運営の健全化を図るため、平成20年4月1日から改定（5月調定分から適用）することになりました。

また、新設負担金として、配水管整備に要する費用の一部を給水申請者へ負担していただいていたのですが、これらに要する費用が近年多額になってきているため、改定するものです。

今後とも、市民の皆さんの信頼に応えるため、経営の効率化やサービスの向上に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。



■改正内容
 (1) 水道料金の改定
 ○用途区分の統一



■改正内容
 (2) 新設負担金の改定

また、長船分用途の「官公署、学校、保育園、その他公共施設」を「官公署用」に、「工業用」を廃止し「営業用」に統一、「特別用」に、「消火用」を「演習用」にそれぞれ統一します。

基本料金を「1,029円」とします。
 官公署用、営業用については、基本水量を「10立方メートル」とし、営業用については、基本料金及び超過料金を激変緩和措置として二段階で改定します。
 また特別用は、基本水量、基本料金を設けることに改定します。
 ○量水器使用料の改定
 量水器取替経費などを考慮し、現状に合わせた料金に改定します。

水道使用料(邑久町・牛窓町) (消費税込) 単位:円・銭

用途	区分	現行料金		新料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金
家事用	基本料金	8m ³ まで	1,365	6m ³ まで	1,029
	超過料金	8m ³ を超えるもの	205.80	6m ³ を超えるもの1m ³ につき	194.25
官公署用	基本料金	10m ³ まで	2,257.50	10m ³ まで	2,152.50
	超過料金	10m ³ を超えるもの	236.25	10m ³ を超えるもの1m ³ につき	215.25
第Ⅱ段階 営業用	基本料金	10m ³ まで	2,257.50	10m ³ まで	2,205
	超過料金	10m ³ を超えるもの	236.25	10m ³ を超えるもの1m ³ につき	220.50
第Ⅱ段階 営業用	基本料金			10m ³ まで	2,152.50
	超過料金			10m ³ を超えるもの1m ³ につき	215.25
湯屋用	基本料金	30m ³ まで	5,355	営業用に統一	
	超過料金	30m ³ を超えるもの	205.80		
臨時用	基本料金	—	—	営業用に統一	
	超過料金	0m ³ を超えるもの	383.25		
船舶用	基本料金	—	—	—	—
	超過料金	0m ³ を超えるもの	383.25	0m ³ を超えるもの1m ³ につき	383.25
特別用	基本料金	—	—	2m ³ まで	430.50
	超過料金	0m ³ を超えるもの	236.25	2m ³ を超えるもの1m ³ につき	215.25
長島用	基本料金	1m ³ まで	236.25	1m ³ まで	236.25
	超過料金	1m ³ を超えるもの	236.25	1m ³ を超えるもの1m ³ につき	236.25
演習用	基本料金	1回10分間	2,415	1回10分間	2,415
	超過料金	10分間を超える場合その端数ごとに	2,415	10分間を超える場合の10分間またはその端数ごと	2,415

※営業用第二段階については、平成22年4月1日から適用となります。

水道使用料(長船町) (消費税込) 単位:円・銭

用途	区分	現行料金		新料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金
家事用	基本料金	8m ³ まで	1,344	6m ³ まで	1,029
	超過料金	8m ³ を超えるもの	168	6m ³ を超えるもの1m ³ につき	194.25
官公署用	基本料金	8m ³ まで	1,344	10m ³ まで	2,152.50
	超過料金	8m ³ を超えるもの	168	10m ³ を超えるもの1m ³ につき	215.25
第Ⅱ段階 営業用	基本料金	12m ³ まで	2,100	10m ³ まで	1,942.50
	超過料金	12m ³ を超えるもの	168	10m ³ を超えるもの1m ³ につき	194.25
第Ⅱ段階 営業用	基本料金			10m ³ まで	2,152.50
	超過料金			10m ³ を超えるもの1m ³ につき	215.25
工業用	基本料金	30m ³ まで	5,250	営業用に統一	
	超過料金	30m ³ を超えるもの	210		
特別用	基本料金	3m ³ まで	504	2m ³ まで	430.50
	超過料金	3m ³ を超えるもの	168	2m ³ を超えるもの1m ³ につき	215.25
演習用	基本料金	市内(1回)	1,050	1回10分間	2,415
	超過料金	市外(1回)	1,575	廃止	
演習用	基本料金	—	—	10分間を超える場合の10分間またはその端数ごと	2,415

※営業用第二段階については、平成22年4月1日から適用となります。

※水道料金計算方法

(例) 家事用(量水器口径13mm)で20m³使用した場合
 水道料金＝基本料金＋超過料金＋量水器使用料
 ＝1,029＋194.25×(20－6)＋84
 ＝3,832円(1円未満切り捨て)

量水器使用料 (消費税込) 単位:円・銭

口径(mm)	現行料金		新料金
	邑久町・牛窓町	長船町	
13	1箇1月あたり 52.5	100	84
20	〃 105	200	126
25	〃 136.5	200	168
30	〃 168	400	231
40	〃 210	400	315
50	〃 1,050	2,000	1,260
75	〃 1,365	2,440	1,680
100	〃 1,785	3,100	2,310
150	〃 4,410	6,300	5,250
200	〃 5,520	—	8,400

新設負担金 (消費税込) 単位:円

口径(mm)	現行料金	新料金
13	42,000	63,000
20	84,000	126,000
25	168,000	252,000
30	336,000	504,000
40	630,000	945,000
50	1,050,000	1,575,000
75	2,520,000	3,780,000
100	5,040,000	7,560,000
150	10,080,000	15,120,000

■問い合わせ先

市上水道業務課 ☎0869-22-1325 FAX 0869-22-1211
 市上下水道部 牛窓分室 ☎0869-34-3436 FAX 0869-34-5830
 市上下水道部 長船分室 ☎0869-26-2129 FAX 0869-26-4960

